

大分家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成21年2月26日(木)午後3時00分～午後4時30分

2 場所

大分家庭裁判所審判廷等

3 出席者

(委員)相浦雅子, 後藤廣康, 佐藤敬子, 利光蓉子, 嶋岡倫志, 深田茂人,
神野律子, 加藤 誠

(裁判所)森下修事務局長, 西谷安夫首席家裁調査官, 磯村道義首席書記官,
古賀徳秀事務局次長

(庶務)古賀元成総務課長, 坂梨浩二総務課課長補佐

4 議事(:委員, :裁判所)

(1) 開会の言葉(総務課長)

(2) 意見交換等(:委員, :裁判所)

「少年事件における被害者審判傍聴制度について」

【模擬少年審判の見学及び被害者審判傍聴制度の説明】

実際の少年審判における少年とのやりとりについて, 人と話すことが苦手な少年の場合には, 裁判官はどのような工夫をされているか。

一般的には, 少年は話すことがあまり上手ではないことから, 少年が犯した非行事実について, 行為の場面ごとに細分化しながら「何でこんなことをしたのか。」などと問いかけて, 少しずつ話を引き出すように心掛けている。

書記官にあっては, 少年の緊張を和らげるために, 裁判官が入廷する前に自分の言葉で話すように助言し, 話しやすい雰囲気を作るよう心掛けている。

少年審判に保護者が出席しないケースはあるか。

審判に保護者が出席しない場合は, 弁護士や大分家庭少年友の会会員が

付添人となって出席するので、基本的には、少年が一人で審判を受けることはない。

審判を行うに当たって、裁判官はあらかじめ提出された調査官の意見を参考に少年に対する処分の内容を検討の上で審判に臨んでいるとのことであるが、審判の段階になって、保護者とのやりとりを経た結果、少年に対する処分の内容が変わるようなことはあるのか。

保護者とのやりとりを経た場合に限らず、あらかじめ検討していた処分と実際の処分の内容が変わることはある。

模擬審判では、裁判官の少年に対するカウンセリング的な対応が印象的であった。裁判官は、少年に分かりやすい言葉で話しかけながら、少年の良いところを捉えようと努力し、少年の将来について良く考えているということが分かった。しかし、少年審判に被害者等が傍聴することになると、これまでとは、審判の構造が大きく違ってくるのではないかと思った。

被害者審判傍聴制度については、被害者感情を緩和する制度が始まったとの認識を持っているが、少年審判は、少年の更正の場であること自体に変わりはなく、少年審判の基本原則と被害者審判傍聴制度の関係をどのように考えればよいのか。

少年審判に被害者の感情が介入すると、審判の客観性や公平性が揺らいでしまうことに繋がらないか。本来の少年審判の在り方を見つめていく必要があると思った。

少年の更正という少年法の基本原則の立場は崩せないと考えるが、少年の更正という観点から、少年に対して、少年審判を通じて被害者の気持ちを考えさせることも有益であると考えます。

5 次回期日及びテーマについて

平成21年7月2日(木)午後3時から

大分家庭裁判所で開催

テーマは「児童虐待防止と家庭裁判所とのかかわりについて」